

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

- 規則
- 福島県文書等管理規則等の一部を改正する規則 一
- 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 三
- 福島県人事委員会
- 職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則 三

規則

福島県文書等管理規則等の一部を改正する規則及び福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第四号

福島県文書等管理規則等の一部を改正する規則

第一条 福島県文書等管理規則（平成十二年福島県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条第十八号中「の事務室」を削り、「電子文書を部次長」の下に「若しくは所長」を加える。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（完結文書台帳）

第二十四条の二 完結文書は、完結文書台帳（様式第十号の二）に当該文書等に係る所要事項を記載するものとする。ただし、保存期間が一年未満の完結文書については、この限りでない。

第二十六条第三項及び第二十七条第一項中「電子文書」を「電磁的記録」に改める。

- 第三十二条に次の一項を加える。
- 5 電磁的記録である完結文書は、前各項の規定にかかわらず、保存期間が経過する日までの期間、保管するものとする。
- 第三十三条に次の一項を加える。
- 7 電子文書である保管文書については、第四項中「切断、焼却その他適切な方法」とあるのは、「所長による文書管理システムへの廃棄日の登録」とする。
- 第三十四条に次の一項を加える。
- 4 電子文書である保管文書については、第一項中「保存期間の延長の決定」とあるのは、「保存期間の延長の決定及び文書管理システムへの延長の登録」とする。
- 様式第十号の次に次の一様式を加える。

肢選択式)を「基礎能力検査(多肢選択式)」に改める。
別表第三福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験の項受験資格の欄第四号を次のように改める。

四 心理

- 試験告知の日の属する年度の四月一日における年齢が三十五歳未満の者で次に掲げるもの
- ア 大学において心理学を専修する学科を修めて卒業した者又は試験告知の日の属する年度の三月末日までに卒業見込みの者
- イ 試験機関がアの学科に相当すると認める課程を修めて卒業した者又は試験告知の日の属する年度の三月末日までに卒業見込みの者
- ウ 公認心理師法(平成二十七年法律第六十八号)第四条の規定による公認心理師の資格を有する者又は取得見込みの者

別表第三福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験の項受験資格の欄中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 行政事務(先行実施枠)

- ア 試験告知の日の属する年度の次の年度の四月一日における年齢が二十一歳以上二十九歳未満の者
- イ 試験告知の日の属する年度の次の年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの
- (1) 大学を卒業した者又は試験告知の日の属する年度の次の年度の三月末日までに卒業見込みの者
- (2) 試験機関が(1)に該当する者と同等の資格があると認める者

別表第三福島県職員(民間企業等職務経験者)採用候補者試験の項中「民間企業等職務経験者」を「職務経験者」に改め、同項第一号から第四号までの規定中「五十九歳」を「六十歳」に改め、「民間企業における」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(採用給与課)